積算疑義申立手続の流れ

令和6年５月　愛荘町経営戦略課

開札

※疑義申立期間中は、落札決定を保留します。

金額入り設計書の確認および疑義申立期間（開札日の翌日から起算して3日間、1日目および2日目は午前9時から午後5時まで、3日目は午前9時から正午まで）

※金額入り設計書の確認は窓口での閲覧（デジカメ等の使用は可）とします。写しの交付はありません。閲覧できる対象者は、入札応札者に限ります。

設計または積算に誤りの疑いがある場合

設計または積算に誤りの疑いがない場合

疑義申立

※　積算疑義申立書を提出。経営戦略課への持参に限ります。

※　提出できる対象者は、入札に応札し金額入り設計書の閲覧をした者に限ります。

積算疑義として取り扱わないもの

- ○　積算疑義申立の対象となる工事が特定できないもの
- ○　公表された設計図書等で確認できるもの
- ○　単価が合わない、複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- ○　積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- ○　申立期間終了後に提出されたもの
- ○　入札応札者以外の者から提出されたもの
- ○　その他当該入札に直接関係のないもの

疑義申立の取扱い決定・疑義申立の回答（疑義申立期限日の翌日午後5時までの予定）

設計の積算に誤りがあった場合

設計の積算に誤りが確認できなかった場合

落札候補者に変更が生じる場合

落札候補者に変更が生じない場合

差額がおおむね設計額の1％を超える場合

差額がおおむね設計額の1％以内の場合

落札者が契約を望まない場合

落札者が契約を望む場合

入札無効

入札有効

再度入札

落札決定